

一部負担金の免除・徴収猶予について

被保険者が、災害等の特別な事情により、一時的に一部負担金（保険医療機関等の窓口で支払う本人負担分）の支払いが困難であると認められる場合は、申請により一部負担金が免除又は徴収猶予（一定期間は支払いが猶予され、期間経過後にその分をお支払いいただきます）されます。

〔災害等の特別な事情の主なもの〕

- ① 被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財、その他の財産について、著しい損害を受けたとき
- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、もしくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したとき

申請にあたっては、生活状況等（資産（預貯金・不動産など）の活用や親族からの援助によっても、なお一部負担金の支払いが困難であるか等も）を詳しくお聞きします。

また、一部負担金の免除又は徴収猶予は、一時的な生活困窮者に対する特別な取扱いなので、長期的に生活困難な状況が続くと思われるときは、生活保護の係への相談を勧める場合があります。

詳しいことは、お住まいの市（区）町の後期高齢者医療の担当窓口へご相談ください（当制度は、原則、さかのぼっての適用はできません）。

兵庫県後期高齢者医療広域連合